

10 法人番号の記入について

- 1 「法人番号欄」(㊸欄)が空欄の場合、国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください(商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください)。
法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。
- 2 労働保険事務組合が労働保険番号の基幹番号単位で申告書を作成する場合は、法人番号欄に労働保険事務組合の法人番号を記入してください(法人番号が指定されていない労働保険事務組合については、空欄としてください)。
ただし、労災保険のメリット制が適用となる委託事業場において個別に作成する申告書には、委託事業場に指定された法人番号を記入してください。なお、委託事業場が法人でない場合は、法人番号欄の13桁全てに「0」を記入してください(個人番号の記入はしないでください)。
また、前年度までに法人番号をご登録いただいている場合は送付した年度更新申告書に印字されてありますが、訂正する場合はP.6の訂正方法のとおり、訂正してください。

記入例2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合(充当をする場合)

充当意思とは

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。
充当には以下の3パターンがあります。

充当意思「1」	「労働保険料のみ充当」	→ 記入例2①へ (P.19)
充当意思「2」	「一般拠出金のみ充当」	→ 記入例2②へ (P.20)
充当意思「3」	「労働保険料及び一般拠出金に充当」	→ 記入例2③へ (P.21)

「㊸充当意思」欄には「3」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当できますので、事務手続が簡便になる場合があります。

充当額の記入方法

- (1) 充当額については、
 - ① 「㊸充当意思」欄が「1」の場合は、労働保険料のみに充当します。
労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、8月31日までに一般拠出金分を納付する必要があります。
 - ② 「㊸充当意思」欄が「2」の場合は、一般拠出金のみに充当します。
一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、8月31日までに労働保険料分を納付する必要があります。
 - ③ 「㊸充当意思」欄が「3」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。
充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません(申告書の提出は必要です)。
- (2) 一般拠出金に充当する場合は、「㊸充当意思」欄に「2」又は「3」を必ず記入してください。
- (3) 「㊸延納の申請」の納付回数が「3」で、「㊸充当意思」欄が「1」又は「3」の場合、第1期に充当後、なお余りがある場合には、第2期、第3期の順で充当となります。
- (4) 第1期から第3期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
なお、還付の請求手続については、P.22の「記入例3 充当後還付額が出る場合」を参照ください。

記入例 2 ② 一般拠出金のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

①労働保険番号 XX301930010-000

②増加年月日(元号:令和は9) 元月 年 月 日

③事業廃止等年月日(元号:令和は9) 元月 年 月 日

④常時使用労働者数 61 ⑤雇用保険被保険者数 61 ⑥免除対象高齢労働者数 7

⑦区分 算定期間 平成31年4月1日から 令和3年3月31日まで

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料・一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料 (イ) 2683412 円	1000分の(イ)	2683412 円
労災保険料 (ロ) 1311902 円	1000分の(ロ)	1311902 円
雇用保険法適用者分 (ハ) 280687 円	1000分の(ハ)	280687 円
高齢労働者分 (ニ) 1371510 円	1000分の(ニ)	1371510 円
保険料算定対象者分 (ホ) 3354 円	1000分の(ホ)	3354 円
一般拠出金 (注1)		

⑪区分 算定期間 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料 (イ) 2736848 円	1000分の(イ)	2736848 円
労災保険料 (ロ) 1318727 円	1000分の(ロ)	1318727 円
雇用保険法適用者分 (ハ) 1418121 円	1000分の(ハ)	1418121 円

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数 3

⑱申告済概算保険料額 4,281,443 円

⑲申告済概算保険料額 充当意思「2」を記入

⑳(イ) 充当額 3,354 円	㉑(イ) 不足額 2 円	㉒(イ) 増加概算保険料額 1234512345123 円
㉓(ロ) 還付額 1594677 円		

⑳(イ) 充当額 3,354 円

㉑(ロ) 還付額 1,594,677 円

㉒(イ) 不足額 2 円

〔計算方法〕

$$\text{⑭(イ) } 2,736,848 \div 3 = \begin{cases} \text{第1期分} \text{㉒(イ)} & 912,284 \text{円} \\ \text{第2期分} \text{㉒(チ)} & 912,282 \text{円} \\ \text{第3期分} \text{㉒(ル)} & 912,282 \text{円} \end{cases}$$

※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。(余りは必ず1円または2円となります)

〔今期納付額の計算〕

第1期 $\text{㉒(イ) } 912,284 \text{円} - \text{㉒(ロ) } 0 \text{円} + \text{㉒(ハ) } 0 \text{円} = \text{今期納付額 } \text{㉒(ト) } 912,284 \text{円}$

第2期 $\text{㉒(チ) } 912,282 \text{円} - \text{㉒(リ) } 0 \text{円} = \text{第2期納付額 } \text{㉒(ヌ) } 912,282 \text{円}$

還付額が出た場合、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

記入例 2 ③ 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲) (1) (表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準定率 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力徴定コード

① 労働保険番号 XX301930010-000

② 増加年月日 (元号：令和は9) 元月 年 月 日

③ 事業廃止等年月日 (元号：令和は9) 元月 年 月 日

④ 常時使用労働者数 61

⑤ 雇用保険被保険者数 61

⑥ 免除対象高齢労働者数 7

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類 01 113 9416 91

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○○○ ○○労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計徴入徴収官殿

⑦ 区分	算定期間 平成31年4月1日 から 令和3年3月31日 まで	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	(イ)		1000分の(イ)	2683412
労災保険分	(ロ)		1000分の(ロ)	1311902
雇用保険法適用者分	(ハ)			
高齢労働者分	(ニ)		1000分の(ニ)	280687
保険料算定対象者分	(ホ)		1000分の(ホ)	1371510
一般拠出金	(ヘ)		1000分の(ヘ)	3354

⑪ 区分	算定期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料	(イ)		1000分の(イ)	2736848
労災保険分	(ロ)		1000分の(ロ)	1318727
雇用保険分	(ホ)		1000分の(ホ)	1418121

⑮ 申告済概算保険料額 4,281,443 円

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 差引額 (イ) 充当額 1,598,031 円 (ロ) 還付額

⑲ 増加概算保険料額

⑳ 延納の申請 納付回数 3

㉑ 今期納付額 (イ) 912,284 円 (ロ) 912,282 円 (ハ) 912,282 円

㉒ 労働保険料充当額 (イ) 912,284 円 (ロ) 682,393 円 (ハ) 229,889 円

㉓ 事業又は作業の種類 別紙のとおり

㉔ 保険関係成立年月日

㉕ 事業廃止等理由

納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。

〔計算方法〕
 $⑭(イ) 2,736,848 \div 3 =$
 第1期分㉑ (イ) 912,284円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
 第2期分㉑ (チ) 912,282円 (余りは必ず1円または2円となります)
 第3期分㉑ (ル) 912,282円

第1期分労働保険料の充当を行い、その後一般拠出金を充当します。
 なお余りがある場合、第2期分以降の労働保険料に残額を充当します。(計算が他の場合と異なりますのでご注意ください。)

〔今期納付額の計算〕

第1期	㉑(イ) 912,284円	-	㉑(ロ) 912,284円	+	㉑(ハ) 0円	=	今期納付額 ㉑(ト) 0円
第2期	㉑(チ) 912,282円	-	㉑(リ) 682,393円	=			第2期納付額 ㉑(ヌ) 229,889円

記入例3 充当後還付額が出る場合

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

31759 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

① 労働保険番号 31759

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力微定コード

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類
01 113 9416 91

あて先 〒XXX-XXXX
〇〇市〇〇
〇-〇-〇〇
〇〇労働局 uaj39uuy
労働保険特別会計徴入徴収官殿

⑦ 区分 算定期間 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
(イ) 労働保険料 2683412 円	(イ) 1000分の(イ) 1000分の(イ)	2683412 円
(ロ) 労災保険料 1311902 円	(ロ) 1000分の(ロ) 1000分の(ロ)	1311902 円
(ハ) 雇用保険法適用者分 280687 円	(ハ) 1000分の(ハ) 1000分の(ハ)	280687 円
(ニ) 高年齢労働者分 1371510 円	(ニ) 1000分の(ニ) 1000分の(ニ)	1371510 円
(ホ) 保険料算定対象者分 3354 円	(ホ) 1000分の(ホ) 1000分の(ホ)	3354 円
一般拠出金(注1) 3354 円	(ヘ) 1000分の(ヘ) 1000分の(ヘ)	3354 円

⑪ 区分 算定期間 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
(イ) 労働保険料 2736848 円	(イ) 1000分の(イ) 1000分の(イ)	2736848 円
(ロ) 労災保険料 1318727 円	(ロ) 1000分の(ロ) 1000分の(ロ)	1318727 円
(ハ) 雇用保険法適用者分 1418121 円	(ハ) 1000分の(ハ) 1000分の(ハ)	1418121 円
(ニ) 高年齢労働者分	(ニ) 1000分の(ニ) 1000分の(ニ)	
(ホ) 保険料算定対象者分	(ホ) 1000分の(ホ) 1000分の(ホ)	
一般拠出金(注1) 3354 円	(ヘ) 1000分の(ヘ) 1000分の(ヘ)	3354 円

⑮ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰ 延納の申請 納付回数 1 項30

⑱ 申告済概算保険料額 6,229,118 円

⑲ 申告済概算保険料額

⑳ 差引額 (イ) 充当額 2,740,202 円 (ロ) 還付額 805,504 円

㉑ 今期納付額は 2,736,848 円

㉒ 今期労働保険料(イ)×(ロ)又は(イ)+(ロ) 0 円

㉓ 事業又は作業の種類 別紙のとおり

㉔ 事業停止等理由

(なるべく折り曲げないこと。ヤミをえい場合)は折り曲げないこと。⑮の折り曲げないこと。

記入例

還付額が出た場合、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。)
管轄の労働局へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。